

大阪公立大学工業高等専門学校 障がい学生支援実施要領

平成 31 年 4 月 1 日

本要領は、大阪公立大学工業高等専門学校障がい学生支援部会（以下「部会」とする。）に、障がい学生への合理的配慮提供を提案し、部会によって決定された支援提供を実施していく手順を定めるものである。

なお、実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分配慮するものとする。

（支援対象学生の報告）

第 1 条 教職員は、障がいのため支援を必要とする学生本人又はその保護者から支援の要請を受けたとき又は支援が必要と思われる学生を確認したときは、速やかに学生担当副校長に報告するものとする。

（支援計画の策定）

第 2 条 学生担当副校長は、前条の報告を受けたときは、当該学生の担任と（専攻科にあつては専攻科担任。以下同じ。）、学生本人及び保護者にヒアリングを行い、障がいの内容及び支援要望の内容について把握するものとする。

- 2 担任は、学生及び保護者からの「障がいにかかる合理的配慮の提供に関する申請書」（書式自由）の提出を受けて、「支援要請等のまとめ」を作成し、学生担当副校長に提出する。
- 3 学生担当副校長は、当該学生の支援について部会を招集する。
- 4 部会では、「支援要請等のまとめ」に基づき、支援の必要性や具体的な支援内容について審議し、支援が必要と判断したときは、支援計画を策定する。
- 5 学生担当副校長は、部会の決定について速やかに学生本人及び保護者に伝える。学生及び保護者が十分に理解し合意に至れば、支援を開始する。十分な理解と合意に至らない場合、学生及び保護者は再び支援を要請することができる。
- 6 部会長は、部会の審議状況及び策定した支援計画の内容について、随時、運営会議及び校長に報告するものとする。

（支援チームによる支援）

第 3 条 支援の実施に当たっては、部会の下に、対象学生ごとに障がい学生支援チームを編成する。

- 2 支援チームの構成員は、部会長と該当学生の担任で協議して決めるものとする。
- 3 支援チームは部会で決定された支援計画を実施し、その実施状況を部会へ報告するものとする。

（月例報告の作成と支援内容の見直し）

第 4 条 担任は、対象学生の様子を「月例報告」として、部会へ報告し、支援内容について、必要な見直しを行うものとする。

- 2 支援チームは、年度末に対象学生・保護者に聞き取りを行い、部会に報告して支援内容の更新を行うものとする。

（学生支援情報の保管）

第5条 学生支援情報は、学生主事室において、対象学生ごとに一括して管理し、当該学生が本校に在籍しなくなった後も1年間保管するものとする。

(修学支援の内容)

第6条 修学支援の内容は、概ね次表に掲げるとおりとし、関係する部会などと連携して、効果的な支援に努めるものとする。

区分		支援内容
教育課程に関わる支援	補講などの特別支援の実施	個々の障がい特性に応じた適切な支援が必要であり、本人及び保護者の要望等を十分確認したうえで、実施するものとする。具体的には、履修計画の作成支援、スケジュール管理の支援、補講の実施などが考えられる。
	進級及び卒業	対象学生の成績評価は、通常の学生と区別することとはなく、成績評価のために各科目の達成目標を変更することはない。ただし、学習や定期試験に当たっては、障がいに起因する修学の困難さを軽減するための支援策を実施するものとする。
学生生活に関わる支援		学生生活における支援対象学生への支援としては、主に身体的な障がいからくる困難さを克服できるように、生活指導一般の配慮を実施するものとする。
進学就職等の進路選択に関わる支援		進路選択に当たっては、所属コースと連携して、キャリア教育支援室の協力のもと、適切な支援を実施するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 障がい学生の支援に関しては、医療、福祉、労働関係の諸機関との連携が必要な場合もある。これらの機関と連携する場合は、学生本人及び保護者の理解を十分得て進めることとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。